

・休園している間の保育料に関して

Q. 妊婦のため、今回里帰り出産をする。

現在、区立の認可保育園に子どもが通っているが、延長保育のない園で夫が一人で子どもの面倒をみながら生活することは不可能なので子どもも一緒に帰省する予定である。地元の産院を受診する必要があるため、2カ月間以上保育園を休むが、食費も含めた保育料は全額納めないといけないとのことであった。出産、育児に関する出費が多く、大変なため、全く通わない2カ月間の保育料を減額してもらえないか。

また、休園している間、他の方に子どもを預けられるようにしてはどうか。

A. 保育料は、その世帯の所得税額により決定します。この保育料は、保育園を運営するための重要な財源の一部となるものです。里帰り出産の場合にかかわらず、ご家庭の事情で保育園を休園する際の保育料を減額する制度はございませんが、家族の増員や収入が前年より著しく低下した等の理由により、保育料減額申請をすることができます。基準に該当すれば減額の適用を受けることができます。申請方法等の詳細につきましては、保育園ならびに保育課入園相談係へご相談ください。

また、区立認可保育園では、一時保育を実施し、短期間の保育が必要な方に保育の実施をしております。

(子ども未来部保育課)